

# 償却資産申告の手引き

## I 償却資産とは

固定資産税は、土地や家屋のほか、会社や個人の方が事業を営むために所有している構築物、機械、器具、備品などの資産にも償却資産として課税されます。これらの資産については、毎年1月1日現在に償却資産を所有している方に申告書を提出いただくことになっています。なお、申告書の提出期限は平成24年1月31日までになっておりますので、期限までにご提出いただきますようお願いいたします。

### 1 資産の種類と具体例

種類	資産の具体例(主なものを例示)
1 構築物	舗装・フェンス・駐輪場・緑化施設・広告塔・看板・排水溝・屋外給水管・受水槽・橋・屋外照明設備・岸壁・さん橋・アンテナ・焼却炉等
2 機械及び装置	食品業・繊維工業・製材業・製紙業・化学工業・金属業・建設業・その他の製造業の機械設備、クレーン・コンベヤーなどの搬送設備、ブルドーザー・パワーショベル・自走式作業用機械設備等
3 船舶	鋼船・木船・FRP船・魚探・魚網・ロラン・GPS・法定備品等
4 航空機	飛行機・ヘリコプター・セスナ機等
5 車両及び運搬具	運搬車両(フォークリフト等の大型特殊自動車)、構内運搬車、台車等 ※普通自動車、軽自動車、小型特殊自動車は該当しません。
6 器具備品	測定器具・取付工具・切削道具・ロッカー・金庫・パソコン・レジスター・陳列ケース・テレビ・応接セット・エアコン・冷蔵庫・看板・自動販売機・カメラ・貸衣装・音響機器・机・椅子・棚等

※鉱業権・特許権・営業権、その他の無形減価償却資産及び自動車税・軽自動車税の課税対象である自動車・軽自動車・小型特殊自動車は除きます。

## II 申告書類の作成方法

### 1 申告書記載にあたっての注意事項

- ◎4～6 ページの「記載例」を参考にして正確にご記入ください。
- ◎用紙は3種類です。償却資産申告書については4ページ、種類別明細書(増加資産・全資産用)については5ページ、種類別明細書(減少資産用)については6ページの記載例をもとに作成してください。
- ◎用紙は複写になっていますので、黒色のボールペンではっきりと記入して下さい。(提出用2部、控え用1部)
- ◎提出書類の書式は焼津市ホームページでも配信しております。書類が不足した場合等は印刷してご使用ください。
- ◎平成24年度分から、eLTAXによる申告の受け付けを開始しました。詳しくは、焼津市ホームページまたは eLTAX ホームページをご覧ください。

### 2 各申告方法別の提出書類

下記の一覧を参考に、該当する資産を確認いただき、書類の提出をお願いします。

	償却資産申告書	種類別明細書 (増加・全資産用)	種類別明細書 (減少資産用)
今年初めて事業を開始された方	提出	提出	不要
賦課期日までに増加、減少が発生した方	提出	提出	提出
賦課期日までに資産の増減がない方	提出	不要	不要
閉鎖、廃業等された方 ※1			
資産をお持ちでない方 ※2			
企業電算申告で申告される方	所有者コードを記載いただくか、送付した償却資産申告書を添付してください。	各企業電算申告の全資産明細を添付してください。	各企業電算申告の全資産明細を添付してください。

※1 該当資産を所有されていない場合も、申告書「備考欄」にその旨記入のうえ、必ず提出してください。

※2 前年中に資産の増減がない場合、当該資産を所有されなくなった場合、廃業・解散などの場合や、該当資産がない

場合も、申告書の「備考欄」にその旨記入のうえ、必ず提出してください。

### **3 事業所合併・相続等による償却資産の異動があった場合**

事業所の合併、相続等により償却資産の異動があった場合は、新しい所有者の名前で引き継いだ全ての資産を増加資産として[種類別明細書(増加資産・全資産用)]に記載し、[償却資産申告書]の「17 備考」に「旧所有者の氏名と異動の理由、年月」を記載し提出してください。

## **Ⅲ 申告に関する留意点**

### **1 非課税について**

地方税法348条で定める非課税の要件を満たす資産を取得された方は、固定資産税非課税申告書を提出してください。固定資産税非課税申告書を必要とされる方、また詳しいことをお聞きになりたい方は焼津市役所課税課償却資産・諸税担当までご連絡ください。

### **2 減免について**

災害等により著しく資産価値を減じ、または滅失した償却資産については、焼津市税条例に基づき、課税年度分に到来する納期より税額の減免の取り扱いがあります。固定資産税減免申請書を必要とされる方、また詳しいことは、焼津市役所課税課償却資産・諸税担当までご連絡ください。

### **3 課税標準の特例が適用される償却資産の例**

課税標準の特例は、重要基礎産業の発達促進、企業設備の近代化、原価引下げ等により国際競争力を高める等の見地から、当該企業において使用されている資産について、税負担の軽減を図るために設けられています。特例資産を申告する場合は、[種類別明細書(増加資産・全資産用)]の摘要欄に「〇〇の特例」と記載し、別途「特例等に該当する資産であることを証する書類」を添付してください。特に新たに特例を受ける資産である場合には、ご注意ください。次の表は、特例が適用される償却資産の例示です。

対象となる資産	特例課税率	適用条項	添付書類
外航船舶	価格の1/6	地方税法第349条の3第5項	船舶原簿、船籍票及び登録票の写、検査証書、航海日誌等
外国貿易船	価格の1/10	〃	
準外航船舶	価格の1/4	〃	
内航船舶	価格の1/2	地方税法第349条の3第6項	
汚水又は廃液の処理施設	価格の1/3	本法附則第15条2項第1号	特定施設等の設置届出書の写及び受理書の写等
ごみ処理施設	価格の1/2	本法附則第15条2項第3号	処理施設設置届出書で受理印のあるものの写し等

※平成23年4月1日現在の規定によるものであり税制改正により変更となる場合があります。

### **4 その他**

- ◎耐用年数を経過した償却済みの資産でも事業に使用できる状態にある限り固定資産税の課税対象となります。
- ◎物品の貸し付けを業としている者は、その貸し付けている資産について申告の義務があります。又その申告は貸付資産が所在する市町村にて行います。
- ◎本来、減価償却が可能な資産で現実には減価償却を行っていない資産(遊休資産及び未稼働資産)であっても、償却資産として申告しなければなりません。
- ◎償却資産課税標準額の合計が150万円(免税点)未満の場合は課税されませんが、資産の多少にかかわらず申告をしなければなりません。
- ◎正当な理由がなく申告しない場合は過料が課せられ(地方税法第386条・焼津市税条例第75条)、虚偽の申告をした場合は、1年以下の懲役又は20万円以下の罰金に処される(地方税法385条)ことがあります。
- ◎中小企業者等が、取得価額が30万円未満である減価償却資産を平成15年4月1日から平成24年3月31日までの間に取得などして事業の用に供した場合には一定の要件のもとに、その取得価額に相当する金額を損金の額に算入することができます。ただし、上記特例を適用した減価償却資産も固定資産税(償却資産)の課税対象に含まれます

で、申告漏れのないようご注意ください。

◎申告漏れ等の場合の課税に際しては、申告された年度だけでなく、資産を取得された翌年度まで遡及することになります。ただし、地方税法第17条の5第3項の規定により最大5年を限度とします。

## IV 償却資産の評価について

### 1 償却資産の課税標準額等

◎評価額 取得価額から耐用年数及び取得後の経過年数に応ずる減価を考慮した額です。

◎評価額の計算方法

前年中に取得した資産 評価額 = 取得価額 × 残存率(A)

前年前に取得した資産評価額 評価額 = 取得価額 × 残存率(A) × 残存率(B)<sup>n-1</sup> (n=評価する年-取得した年)

※評価額については取得価額の5%の最低限度額が設けられています。

◎減価残存率表(旧定率法) (残存率(A)は取得の年、残存率(B)は取得の翌年以降の減価に対応します。)

耐用年数	残存率(A)	残存率(B)	耐用年数	残存率(A)	残存率(B)	耐用年数	残存率(A)	残存率(B)	耐用年数	残存率(A)	残存率(B)
—	—	—	6	0.840	0.681	11	0.905	0.811	16	0.933	0.866
2	0.658	0.316	7	0.860	0.720	12	0.912	0.825	17	0.936	0.873
3	0.732	0.464	8	0.875	0.750	13	0.919	0.838	18	0.940	0.880
4	0.781	0.562	9	0.887	0.774	14	0.924	0.848	19	0.943	0.886
5	0.815	0.631	10	0.897	0.794	15	0.929	0.858	20	0.945	0.891

【評価額計算例】取得価格 10,000,000 円、取得時期 平成 23 年 4 月、耐用年数 3 年の資産の場合

平成 24 年度 = 10,000,000 × 0.732 = 7,320,000 円

平成 25 年度 = 7,320,000 × 0.464 = 3,396,480 円

平成 26 年度 = 3,396,480 × 0.464 = 1,575,966 円

平成 27 年度 = 1,575,966 × 0.464 = 731,248 円

平成 28 年度 = 731,248 × 0.464 = 339,299 円 < 500,000 円

◎平成 28 年度で取得価額の 5%(500,000 円)より小さくなりますので、以降は 500,000 円になります。

◎課税標準額

特例の規定が適用される場合には評価額から軽減額を差し引いた額が課税標準額となります。

◎免税点

償却資産課税標準額の合計が150万円(免税点)未満の場合は課税されません。

◎税率・税額

固定資産税の税率は1.4%です。

税 額 = 課税標準額 × 税率  
(100円未満切捨) (1,000円未満切捨) (100分の1.4)

## V 調査に関するお知らせ

焼津市では、償却資産の適正な課税を目指すため、事業者の皆様には減価償却一覧(建物・自動車等全ての減価償却資産が記載されたもの)の提出を順次お願いし、市の償却資産課税台帳との照合を行う調査を行っております。今後、数年間にわたり市内に償却資産を所有する全ての事業所をお願いする予定となっておりますので、通知文書が届いた際には書類提出等に御協力をお願いいたします。

また、この調査により市の課税台帳との差異が見つかった場合は、最大で5年間遡って税額の修正(地方税法 17 条の 5 第 3 項)をする場合があります。この調査は地方税法353条の質問検査権による任意調査ですが、正当な理由がなく拒否した場合には、地方税法354条の罰則規定が適用されます。